

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 柱 秀 貴

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年5月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第58期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daiseki.co.jp/IR/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、伸び率は鈍化したものの、企業業績や雇用情勢等の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、不安定なヨーロッパ情勢、中国をはじめとしたアジア新興国の成長鈍化や資源安による資源国での経済混乱等により、日本国内景気も下振れリスクが懸念され、景気の先行きの不透明感が増してまいりました。

こうした背景を受け、当社の主力事業である工場廃液の中間処理・リサイクル業は、低迷する国内工業生産の影響により受注が伸び悩み、かつ原油安の影響により当社が製造するリサイクル燃料価格が大幅に下落するなど、厳しい外部環境にさらされることとなりました。そうした中でも、顧客数拡大に努め、シェアアップを図ってまいりましたが、外部環境の悪化には抗しきれず、同部門では減収・減益の結果となりました。

同様に、金属相場下落により、鉛リサイクル事業を行う株式会社ダイセキMCRも、国内鉛価格が下落し、赤字幅が拡大する結果となっております。ただ、立ち上がりの遅れていた新工場は、徐々に稼働率が上昇し、改善の方向に向かってまいりました。

一方、連結子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションが手掛ける土壌汚染の調査・分析・処理事業は、国内の不動産取引や公共投資・建設需要の拡大を受け、順調に受注件数を伸ばしてまいりました。このため、売上・利益とも過去最高を更新しております。また、大型タンク等の洗浄事業を行うシステム機工株式会社におきましても、新規顧客を獲得するなどにより順調に受注を伸ばし、業績は堅調に推移い

たしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高50,809百万円（前年同期比11.0%増）、営業利益7,849百万円（同7.4%増）、経常利益7,955百万円（同6.9%増）、当期純利益3,847百万円（同4.6%減）となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

**(2) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(3) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,092百万円であります。その主なものは当社の関西事業所の再生重油工場建設316百万円、連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューションのPCB事業の積替保管施設建設110百万円及び株式会社グリーンアローズ九州のライン増設153百万円等であります。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 55 期<br>平成25年 2 月期 | 第 56 期<br>平成26年 2 月期 | 第 57 期<br>平成27年 2 月期 | 第 58 期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年 2 月期 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)            | 36,013               | 42,100               | 45,738               | 50,809                            |
| 経 常 利 益(百万円)          | 5,554                | 7,400                | 7,436                | 7,955                             |
| 当 期 純 利 益(百万円)        | 3,024                | 3,942                | 4,035                | 3,847                             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円) | 67.15                | 87.52                | 89.60                | 85.76                             |
| 総 資 産(百万円)            | 59,468               | 64,571               | 70,677               | 70,350                            |
| 純 資 産(百万円)            | 50,835               | 55,136               | 58,618               | 59,283                            |

#### (5) 対処すべき課題

##### ① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

##### ② 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区・関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行しております。

##### ③ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

#### ④ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

#### (6) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環 境 関 連 事 業 | 廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理<br>鉍物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理<br>船舶廃油引取処理<br>汚泥・油泥等の処理<br>化学プラント・パイプクリーニング工事<br>船舶清掃<br>下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク洗浄<br>保全工事・流出油回収作業<br>計量証明書発行<br>土壌汚染調査・浄化处理<br>廃石膏ボードリサイクル処理<br>使用済バッテリーの収集運搬・再生利用<br>鉛の精錬<br>非鉄金属原料の販売<br>VOCガス回収作業<br>COW洗浄機器販売<br>離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売<br>各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 主要な営業所及び工場ならびに使用人の状況(平成28年2月29日現在)

①主要な営業所及び工場

|                   |              |         |
|-------------------|--------------|---------|
| 株式会社ダイセキ          | 本社           | 名古屋市港区  |
|                   | 名古屋事業所       | 名古屋市港区  |
|                   | 北陸事業所        | 石川県白山市  |
|                   | 関西事業所        | 兵庫県明石市  |
|                   | 九州事業所        | 北九州市若松区 |
|                   | 関東事業所        | 栃木県佐野市  |
|                   | 千葉事業所        | 千葉県袖ヶ浦市 |
| 北陸ダイセキ株式会社        | 本社           | 石川県金沢市  |
| 株式会社ダイセキ環境ソリューション | 本社           | 名古屋市港区  |
|                   | 東京本社         | 東京都港区   |
|                   | 関西支社         | 大阪市大正区  |
|                   | 名古屋リサイクルセンター | 愛知県東海市  |
|                   | 横浜リサイクルセンター  | 横浜市鶴見区  |
|                   | 大阪リサイクルセンター  | 大阪市大正区  |
| 株式会社グリーンアローズ中部    | 東海リサイクルセンター  | 愛知県東海市  |
| 株式会社グリーンアローズ九州    | 九州リサイクルセンター  | 福岡県糟屋郡  |
| 株式会社ダイセキMCR       | 本社・平出工場      | 栃木県宇都宮市 |
|                   | 宇都宮リサイクルセンター | 栃木県宇都宮市 |
| システム機工株式会社        | 本社           | 東京都港区   |

②使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 834名 | 16名増        |

(注) 使用人数は就業員数であります。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 578名 | 9名増       | 40.1歳 | 10.6年  |

(注) 使用人数は就業員数であります。

### (8) 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 出資比率   | 事業内容                                                     |
|-------------------|----------|--------|----------------------------------------------------------|
| 株式会社ダイセキ環境ソリューション | 2,248百万円 | 54.0%  | 土壌汚染処理・産業廃棄物処理受託                                         |
| 株式会社ダイセキMCR       | 30百万円    | 100.0% | 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用<br>鉛の精錬<br>非鉄金属原料の販売                  |
| システム機工株式会社        | 90百万円    | 100.0% | タンク洗浄及びタンクに付帯する工事<br>VOCガス回収作業<br>スラッジ減量化作業<br>COW洗浄機器販売 |

### (9) 企業集団の主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 270百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 270百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 270百万円 |

### (10) 剰余金の配当方針

当社は、株主各位への安定的な利益還元を基本としたうえで、業績に対応した配当の実施ならびに株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。内部留保資金につきましては、経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるため内部留保の充実を図り、設備投資や技術開発等に積極的に投資してまいりたいと存じます。

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,347,943株（自己株式1,777,011株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,407名
- (4) 上位10名の株主

| 株主名                                                           | 持株数   | 持株比率  |
|---------------------------------------------------------------|-------|-------|
|                                                               | 千株    | %     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                          | 6,266 | 14.45 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 3,350 | 7.73  |
| GOLDMAN SACHS & CO. REG                                       | 2,292 | 5.28  |
| J P MORGAN CHASE BANK                                         | 1,580 | 3.64  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)     | 1,504 | 3.47  |
| 伊藤 博之                                                         | 1,345 | 3.10  |
| 山本 哲也                                                         | 1,323 | 3.05  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                 | 1,323 | 3.05  |
| 有限会社こども未来研究所                                                  | 1,299 | 2.99  |
| 伊藤 喜代子                                                        | 1,193 | 2.75  |

(注) 1. 当社は、自己株式1,777,011株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項（平成28年2月29日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況              |
|----------|-------|---------------------------|
| 代表取締役会長  | 伊藤博之  |                           |
| 代表取締役社長  | 柱秀貴   | 株式会社イトジ<br>代表取締役          |
| 取締役副社長   | 山本哲也  | 事業統括本部長                   |
| 専務取締役    | 天野浩二  | 事業統括副本部長                  |
| 専務取締役    | 伊藤泰雄  | 名古屋事業所長                   |
| 取締役      | 江越且明  |                           |
| 取締役      | 宮地芳弘  |                           |
| 取締役      | 伊坂俊保  | 関西事業所長                    |
| 取締役      | 下田賢正  |                           |
| 取締役      | 梅谷伊三雄 | 関東事業所長                    |
| 監査役（常勤）  | 名和秀勝  |                           |
| 監査役（常勤）  | 福島満夫  |                           |
| 監査役      | 坂部孝夫  | 株式会社ダイセキ環境ソリュー<br>ーション監査役 |
| 監査役      | 佐橋典一  |                           |

- (注)
1. 監査役坂部孝夫及び監査役佐橋典一の両氏は、社外監査役であります。
  2. 当社は、監査役坂部孝夫及び佐橋典一の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同各取引所に届出しています。
  3. 平成27年5月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役福島満夫及び取締役平林一美の両氏は任期満了により退任いたしました。
  4. 平成27年5月28日開催の第57回定時株主総会において、下田賢正及び梅谷伊三雄の両氏は取締役に、福島満夫氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員報酬等の総額

| 区 分   | 支給人員 | 報酬等の額  |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 12名  | 296百万円 |
| 監 査 役 | 4名   | 21百万円  |
| 合 計   | 16名  | 318百万円 |

- (注) 1. 株主総会の決議（平成3年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額350百万円であり、株主総会の決議（平成20年5月22日改定）による監査役報酬限度額は年額50百万円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役13百万円、監査役1百万円）を含めております。
3. 上記には、平成27年5月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の当事業年度に係る報酬等の額を含めております。
4. 平成27年5月28日開催の第57回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として総額46百万円が支給されており、退任役員に係る役員退職慰労引当金の前事業年度末残高との差額17百万円を報酬等の額に含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

監査役坂部孝夫氏は、株式会社ダイセキ環境ソリューションの監査役であります。同社は当社の連結子会社であります。当社は同社との間に産業廃棄物処理の受託、産業廃棄物処理の委託及び環境分析の委託等の取引関係があります。

ハ. 各社外役員の主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況等

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 坂部 孝夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、監査役会13回のすべてに出席いたしました。長年にわたる環境分野での業務経験から、取締役会において、環境及び安全の見地から発言・アドバイスを行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 佐橋 典一 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、監査役会13回のすべてに出席いたしました。元政治家として、行政全般に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識から発言・アドバイスを行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。     |

ニ. 社外役員の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の額 | 子会社からの役員報酬等 |
|-----------|------|-------|-------------|
| 社 外 取 締 役 | 一名   | 一百万円  | 一百万円        |
| 社 外 監 査 役 | 2名   | 2百万円  | 0百万円        |
| 合 計       | 2名   | 2百万円  | 0百万円        |

ホ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、選任議案を株主総会に提案するには至っておらず、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら今般の会社法改正等の情勢の変化を踏まえ、当社は新制度である「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年5月26日開催予定の第58回定時株主総会に提案いたします。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等    | 20百万円 |
| ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 | 38百万円 |
| その他の財産上の利益の合計額             |       |

(注) 上記イ.の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 平成28年5月26日開催予定の第58回定時株主総会においてご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、監査等委員会が改めて本方針の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本体制を変更する予定であります。以下は変更前の内容であります。

#### 「内部統制基本方針」

##### ① 基本的な考え方

イ. 当社は、「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。

ハ. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

② 当会社および子会社の取締役ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当会社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当会社および子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ．当会社および子会社の取締役ならびに監査役や各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

当会社および子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った者に対しては、別途定めた「内部通報・相談規程」に従い対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

ニ．当会社および子会社の監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ．当会社および子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から当会社総務部人事管理課に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

ヘ．反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当会社総務部とし、当会社および子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．代表取締役社長は、総務部および担当取締役に指示し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

ロ．取締役および監査役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ④当会社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当会社および子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
  - ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤当会社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当会社および子会社の取締役の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
  - ロ. 取締役・事業所長・子会社各社の社長等を構成員とする経営会議の充実（監査室長および監査役の参加）と、事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
  - ハ. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑥当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
- イ. 当会社および子会社各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の経営会議を通じ指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ロ. 当会社取締役、事業所長および子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ハ. 当会社の監査室は、当会社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門および部門責任者に報告し、経営会議等を通じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ニ. 「関係会社管理規定」を制定し、子会社から当会社への事前協議事項および報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項イ。当社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査役が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その使用人は社内組織から独立したものとする。

ロ。監査役は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役および使用人は、監査役の当該使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。

⑧当会社および子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、ならびに当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

イ。経営会議・取締役会で決議された事項

ロ。会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ。毎月の経営状況で重要な事項

ニ。内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ホ。重大な法令・定款違反

ヘ。コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況および内容

ト。その他コンプライアンス上重要な事項

使用人は前項ロ。およびホ。に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

報告をした者に対しては別途定める「内部通報・相談規程」の規定により不利益な取扱いがないよう徹底する。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査役監査基準」に従い会



社に償還請求することができる。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規則」「監査役権限」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換および会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社および子会社各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### ②コンプライアンスに関する体制について

当社は、当社および子会社各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、コンプライアンス勉強会等での教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「内部通報・相談規程」により相談・通報体制を設けており、子会社各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③リスク管理体制に関する体制について

リスク管理規程に則り、リスク管理委員会においてリスクの把握と改善策を審議・決定し、適切な対応に努めております。

### ④監査役および監査室の監査体制について

監査役は当会社および子会社各社の重要な会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに取締役、会計監査人、監査室と情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。また、監査室は内部監査計画に基づき、当会社および子会社各社の内部監査を実施しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額      | 科 目              | 金 額      |
|-----------|----------|------------------|----------|
| (資 産 の 部) |          | (負 債 の 部)        |          |
| 流 動 資 産   | (40,194) | 流 動 負 債          | (9,147)  |
| 現金及び預金    | 28,830   | 支払手形及び買掛金        | 3,521    |
| 受取手形及び売掛金 | 9,048    | 短期借入金            | 840      |
| たな卸資産     | 1,630    | 1年内返済予定<br>長期借入金 | 299      |
| 繰延税金資産    | 284      | 未払法人税等           | 2,038    |
| その他       | 436      | 賞与引当金            | 307      |
| 貸倒引当金     | △35      | その他              | 2,140    |
| 固 定 資 産   | (30,155) | 固 定 負 債          | (1,919)  |
| 有形固定資産    | 22,866   | 長期借入金            | 725      |
| 建物及び構築物   | 5,413    | 役員退職慰労引当金        | 305      |
| 機械装置及び運搬具 | 4,196    | 退職給付に係る負債        | 765      |
| 土地        | 12,904   | その他              | 123      |
| 建設仮勘定     | 62       | 負 債 合 計          | 11,067   |
| その他       | 290      | (純 資 産 の 部)      |          |
| 無形固定資産    | 1,021    | 株 主 資 本          | (54,502) |
| のれん       | 725      | 資 本 金            | 6,382    |
| その他       | 295      | 資 本 剰 余 金        | 7,051    |
| 投資その他の資産  | 6,267    | 利 益 剰 余 金        | 43,873   |
| 投資有価証券    | 4,673    | 自 己 株 式          | △2,804   |
| 繰延税金資産    | 623      | その他の包括利益累計額      | (143)    |
| その他       | 1,012    | その他有価証券評価差額金     | 190      |
| 貸倒引当金     | △42      | 退職給付に係る調整累計額     | △47      |
| 資 産 合 計   | 70,350   | 少 数 株 主 持 分      | (4,636)  |
|           |          | 純 資 産 合 計        | 59,283   |
|           |          | 負 債 ・ 純 資 産 合 計  | 70,350   |

# 連結損益計算書

（平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで）

（単位：百万円）

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上高            | 50,809 |
| 売上原価           | 37,721 |
| 売上総利益          | 13,088 |
| 販売費及び一般管理費     | 5,238  |
| 営業利益           | 7,849  |
| 営業外収益          | 121    |
| 受取利息           | 49     |
| 受取配当金          | 21     |
| 受取保険料          | 10     |
| 受取地代家賃         | 3      |
| その他            | 34     |
| 営業外費用          | 15     |
| 支払利息           | 7      |
| 自己株式取得費用       | 2      |
| 投資事業組合運用損      | 2      |
| その他            | 3      |
| 経常利益           | 7,955  |
| 特別利益           | 298    |
| 固定資産売却益        | 18     |
| 投資有価証券売却益      | 280    |
| 特別損失           | 356    |
| 固定資産売却損        | 0      |
| 固定資産除却損        | 59     |
| 減損損            | 86     |
| のれん償却額         | 209    |
| その他            | 1      |
| 税金等調整前当期純利益    | 7,897  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 3,282  |
| 法人税等調整額        | 46     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 4,568  |
| 少数株主利益         | 721    |
| 当期純利益          | 3,847  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで）

（単位：百万円）

|                                 | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                       | 6,382   | 7,051 | 40,955 | △135    | 54,254 |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額        |         |       | 203    |         | 203    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高      | 6,382   | 7,051 | 41,158 | △135    | 54,457 |
| 当 期 変 動 額                       |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |       | △1,125 |         | △1,125 |
| 当 期 純 利 益                       |         |       | 3,847  |         | 3,847  |
| 連 結 範 囲 の 変 動                   |         |       | △6     |         | △6     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |         |       |        | △2,669  | △2,669 |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |         | 0     |        | 0       | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額<br>(純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | -       | 0     | 2,715  | △2,669  | 45     |
| 当 期 末 残 高                       | 6,382   | 7,051 | 43,873 | △2,804  | 54,502 |

|                                 | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |        |        |
| 当 期 首 残 高                       | 410              | 3                | 413               | 3,951  | 58,618 |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額        |                  |                  |                   | 13     | 216    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高      | 410              | 3                | 413               | 3,964  | 58,835 |
| 当 期 変 動 額                       |                  |                  |                   |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                  |                  |                   |        | △1,125 |
| 当 期 純 利 益                       |                  |                  |                   |        | 3,847  |
| 連 結 範 囲 の 変 動                   |                  |                  |                   |        | △6     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                  |                  |                   |        | △2,669 |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |                  |                  |                   |        | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額<br>(純額) | △219             | △50              | △270              | 672    | 401    |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | △219             | △50              | △270              | 672    | 447    |
| 当 期 末 残 高                       | 190              | △47              | 143               | 4,636  | 59,283 |

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

6社

主要な連結子会社の名称

北陸ダイセキ株式会社

株式会社ダイセキ環境ソリューション

株式会社ダイセキMCR

システム機工株式会社

株式会社グリーンアローズ中部

株式会社グリーンアローズ九州

株式会社グリーンアローズ九州については、当連結会計年度より重要性が増したことにより、連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(株式会社グリーンアローズホールディングス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

- ② 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- たな卸資産 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法
- （リース資産を除く） 主な耐用年数
- 建物及び構築物 2年～50年
- 機械装置及び運搬具 2年～17年
- ロ. 無形固定資産 定額法
- （リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

ハ. 仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

2. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」（前連結会計年度1百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

### 3. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が335百万円減少し、利益剰余金が203百万円、少数株主持分が13百万円、それぞれ増加しております。また、これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |          |            |
|--------------------|----------|------------|
| (1) たな卸資産の内訳       | 商品及び製品   | 407 百万円    |
|                    | 仕掛品      | 757 百万円    |
|                    | 原材料及び貯蔵品 | 465 百万円    |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 |          | 23,385 百万円 |



## 5. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                    | 用途                 | 種類            |
|-----------------------|--------------------|---------------|
| リサイクル事業部<br>(愛知県名古屋市) | 廃蛍光管破砕設備           | 建物、機械装置及び土地等  |
| B D F 事業部<br>(愛知県東海市) | バイオディーゼル<br>燃料製造設備 | 建物、構築物及び機械装置等 |

当社グループは、原則として事業用資産については事業部ごとにグルーピングを行っております。リサイクル事業部については、LED化の進行による需要の減退のため、また、B D F 事業部については、予想し得ない市況の変化に伴うバイオディーゼル燃料の価格低下のため、それぞれの事業部に係る資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失（リサイクル事業部41百万円、B D F 事業部44百万円、合計86百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物19百万円、機械及び運搬具26百万円、土地39百万円、その他1百万円であります。

資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定基準に基づく評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

### (2) のれん償却額

当連結会計年度における特別損失ののれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会最終改正平成23年1月12日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 45,124,954株

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 1,777,011株

(3) 配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日           |
|----------------------|-------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 平成27年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 585百万円 | 13円      | 平成27年<br>2月28日 | 平成27年<br>5月29日  |
| 平成27年9月30日<br>取締役会   | 普通株式  | 540百万円 | 12円      | 平成27年<br>8月31日 | 平成27年<br>10月27日 |

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月26日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 693百万円

1株当たり配当額 16円

基準日 平成28年2月29日

効力発生日 平成28年5月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等により実施しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月各事業所長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に債券や上場株式は、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は固定金利にて調達しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------|---------------------|----------|----------|
| ① 現金及び預金    | 28,830              | 28,830   | —        |
| ② 受取手形及び売掛金 | 9,048               | 9,048    | —        |
| ③ 投資有価証券    | 4,561               | 4,561    | —        |
| 資産計         | 42,440              | 42,440   | —        |
| ① 支払手形及び買掛金 | 3,521               | 3,521    | —        |
| ② 短期借入金     | 840                 | 840      | —        |
| ③ 未払法人税等    | 2,038               | 2,038    | —        |
| ④ 長期借入金     | 1,025               | 1,029    | 4        |
| 負債計         | 7,424               | 7,429    | 4        |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、受益証券は基準価格によっております。

## 負債

### ①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ④長期借入金

元金利率の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分             | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|----------------|-----------------|
| 非上場株式          | 66              |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 45              |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,260円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円76銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額      | 科 目          | 金 額      |
|-----------|----------|--------------|----------|
| (資産の部)    |          | (負債の部)       |          |
| 流動資産      | (29,597) | 流動負債         | (4,539)  |
| 現金及び預金    | 24,698   | 支払手形         | 708      |
| 受取手形      | 1,021    | 買掛金          | 1,111    |
| 売掛金       | 3,284    | 未払金          | 308      |
| たな卸資産     | 309      | 未払法人税等       | 1,116    |
| 繰延税金資産    | 169      | 未払消費税等       | 243      |
| その他の金     | 116      | 賞与引当金        | 220      |
| 貸倒引当金     | △1       | 設備関係支払手形     | 585      |
| 固定資産      | (26,766) | その他の         | 245      |
| 有形固定資産    | 11,806   | 固定負債         | (875)    |
| 建物        | 1,316    | 退職給付引当金      | 612      |
| 構築物       | 1,481    | 役員退職慰労引当金    | 230      |
| 機械及び装置    | 1,179    | その他の         | 32       |
| 車両運搬具     | 479      |              |          |
| 工具、器具及び備品 | 82       | 負債合計         | 5,415    |
| 土地        | 7,225    | (純資産の部)      |          |
| 建設仮勘定     | 41       | 株主資本         | (50,791) |
| 無形固定資産    | 284      | 資本金          | 6,382    |
| 借地権       | 242      | 資本剰余金        | 7,051    |
| ソフトウェア    | 30       | 資本準備金        | 7,051    |
| 水道施設利用権   | 12       | その他資本剰余金     | 0        |
| その他の      | 0        | 利益剰余金        | 40,162   |
| 投資その他の資産  | 14,674   | 利益準備金        | 204      |
| 投資有価証券    | 4,373    | その他利益剰余金     | 39,957   |
| 関係会社株式    | 4,480    | 別途積立金        | 14,600   |
| 差入保証金     | 221      | 繰越利益剰余金      | 25,357   |
| 長期貸付金     | 3,904    | 自己株式         | △2,804   |
| 保険積立金     | 553      | 評価・換算差額等     | (156)    |
| 繰延税金資産    | 1,102    | その他有価証券評価差額金 | 156      |
| その他の      | 42       |              |          |
| 貸倒引当金     | △2       | 純資産合計        | 50,948   |
| 資産合計      | 56,363   | 負債・純資産合計     | 56,363   |

# 損 益 計 算 書

（平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 26,016 |
| 売 上 原 価                 | 16,947 |
| 売 上 総 利 益               | 9,068  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,033  |
| 営 業 利 益                 | 6,035  |
| 営 業 外 収 益               | 173    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 111    |
| そ の 他                   | 61     |
| 営 業 外 費 用               | 4      |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 2      |
| そ の 他                   | 1      |
| 経 常 利 益                 | 6,204  |
| 特 別 利 益                 | 292    |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 12     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 280    |
| 特 別 損 失                 | 2,190  |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 56     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 2,134  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 4,305  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,226  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △582   |
| 当 期 純 利 益               | 2,661  |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |           |                                  |                       |                       |             |          | 評価・換算<br>差額等 |            |                      |
|-------------------------|-------|-----------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----------|--------------|------------|----------------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金     |                                  | 利益剰余金                 |                       |             | 自己<br>株式 |              | 株主資本<br>合計 | その他有価<br>証券評価<br>差額金 |
|                         |       | 資本<br>準備金 | その<br>他<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金              |             |          |              |            |                      |
|                         |       |           |                                  |                       | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰越利益<br>剰余金 |          |              |            |                      |
| 当 期 首 残 高               | 6,382 | 7,051     | 0                                | 204                   | 14,600                | 23,634      | △135     | 51,738       | 349        |                      |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |       |           |                                  |                       |                       | 187         |          | 187          |            |                      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 6,382 | 7,051     | 0                                | 204                   | 14,600                | 23,821      | △135     | 51,925       | 349        |                      |
| 当 期 変 動 額               |       |           |                                  |                       |                       |             |          |              |            |                      |
| 剰余金の配当                  |       |           |                                  |                       |                       | △1,125      |          | △1,125       |            |                      |
| 当期純利益                   |       |           |                                  |                       |                       | 2,661       |          | 2,661        |            |                      |
| 自己株式の取得                 |       |           |                                  |                       |                       |             | △2,669   | △2,669       |            |                      |
| 自己株式の処分                 |       |           | 0                                |                       |                       |             | 0        | 0            |            |                      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |           |                                  |                       |                       |             |          |              | △192       |                      |
| 当期変動額合計                 | —     | —         | 0                                | —                     | —                     | 1,535       | △2,669   | △1,133       | △192       |                      |
| 当 期 末 残 高               | 6,382 | 7,051     | 0                                | 204                   | 14,600                | 25,357      | △2,804   | 50,791       | 156        |                      |



## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数

建物

2年～50年

構築物

7年～30年

機械及び装置

4年～17年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- |             |                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金     | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                 |
| ② 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。                                                                                                                             |
| ③ 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。                                                                                                                        |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |               |                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| ① 消費税等の会計処理   | 税抜方式を採用しております。                                          |
| ② 仕掛品         | 産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を含めております。                        |
| ③ 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。 |

## 2. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごと

の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が290百万円減少し、繰越利益剰余金が187百万円増加しております。また、これによる当事業年度の損益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                      |          |            |
|----------------------|----------|------------|
| (1) たな卸資産の内訳         | 商品及び製品   | 24 百万円     |
|                      | 仕掛品      | 185 百万円    |
|                      | 原材料及び貯蔵品 | 98 百万円     |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額   |          | 17,894 百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務 |          |            |
| ① 短期金銭債権             |          | 34 百万円     |
| ② 長期金銭債権             |          | 3,898 百万円  |
| ③ 短期金銭債務             |          | 24 百万円     |

### 4. 損益計算書に関する注記

|               |  |         |
|---------------|--|---------|
| (1) 関係会社との取引高 |  |         |
| ① 売上高         |  | 337 百万円 |
| ② 仕入高等        |  | 412 百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高  |  | 90 百万円  |

#### (2) 関係会社株式評価損

当事業年度において計上した関係会社株式評価損は、当社の連結子会社である株式会社ダイセキMCRの株式に対する評価損であります。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,777,011株 |
|------|------------|

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 78 百万円    |
| 投資有価証券    | 59 百万円    |
| 賞与引当金     | 72 百万円    |
| 退職給付引当金   | 207 百万円   |
| 役員退職慰労引当金 | 74 百万円    |
| 減価償却資産    | 141 百万円   |
| 関係会社株式評価損 | 687 百万円   |
| その他       | 25 百万円    |
| 繰延税金資産合計  | 1,346 百万円 |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △74 百万円   |
| その他          | △1 百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △75 百万円   |
| 繰延税金資産の純額    | 1,271 百万円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類            | 会社名               | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者関係                                      | 取引の内容                           | 取引金額(百万円)<br>(注) 5 | 科目    | 期末残高(百万円) |
|---------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------|---------------------------------|--------------------|-------|-----------|
| 子会社           | 北陸ダイセキ株式会社        | 所有<br>直接100.0     | 製品・商品の販売<br>産業廃棄物の処理受託等<br>商品の購入<br>役員の兼任    | 石油製品・石油商品の販売、産業廃棄物の処理受託(注) 1    | 37                 | 売掛金   | 2         |
|               |                   |                   |                                              | 燃料等の購入(注) 2                     | 152                | 買掛金   | 10        |
| 子会社           | 株式会社ダイセキ環境ソリューション | 所有<br>直接54.0      | 環境分析の委託等<br>産業廃棄物の処理受託・委託等<br>役員の兼任          | 産業廃棄物の処理受託(注) 1                 | 112                | 売掛金   | 2         |
|               |                   |                   |                                              | 産業廃棄物の処理委託(注) 1<br>環境分析の委託(注) 3 | 253                | 買掛金   | 13        |
| 子会社           | 株式会社ダイセキMCR       | 所有<br>直接100.0     | 産業廃棄物の処理受託等<br>商品の販売<br>資金の援助<br>役員の兼任       | 産業廃棄物の処理受託、使用済バッテリーの販売(注) 1     | 165                | 売掛金   | 12        |
|               |                   |                   |                                              | 資金の貸付(注) 4                      | 660                | 長期貸付金 | 3,100     |
|               |                   |                   |                                              | 貸付金利息の受取(注) 4                   | 20                 |       |           |
| 子会社           | システム機工株式会社        | 所有<br>直接100.0     | 産業廃棄物の処理受託等<br>タンク洗浄作業の委託等<br>資金の援助<br>役員の兼任 | 産業廃棄物の処理受託(注) 1                 | 21                 | 受取手形  | 16        |
|               |                   |                   |                                              | タンク洗浄作業の委託(注) 1                 | 3                  | 買掛金   | 0         |
|               |                   |                   |                                              | 資金の貸付(注) 4                      | 800                | 長期貸付金 | 798       |
| 貸付金利息の受取(注) 4 | 4                 |                   |                                              |                                 |                    |       |           |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
2. 燃料等の購入については、北陸ダイセキ株式会社以外からも複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
3. 環境分析の委託については、株式会社ダイセキ環境ソリューション以外からも複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,175円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円33銭    |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月14日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿 佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月14日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿 佳 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰 彦 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月14日

株式会社 **ダイセキ** 監査役会

常勤監査役 名 和 秀 勝 ㊟

常勤監査役 福 島 満 夫 ㊟

社外監査役 坂 部 孝 夫 ㊟

社外監査役 佐 橋 典 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は693,567,088円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                           | 変 更 案                             |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第1章 総則                            | 第1章 総則                            |
| 第1条 (条文省略)                        | 第1条 (現行どおり)                       |
| (目 的)                             | (目 的)                             |
| 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。         | 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。         |
| 1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売             | 1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売             |
| 2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工          | 2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工          |
| 3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工 | 3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工 |
| 4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売  | 4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売  |
| 5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業       | 5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業       |
| 6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査       | 6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査       |
| 7) 建物、構築物の解体工事の請負                 | 7) 建物、構築物の解体工事の請負                 |
| 8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃       | 8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9) 毒物劇物の販売<br/>(新設)</p> <p>10) 前各号に付随する一切の経営および投資<br/>第3条～第4条(条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第5条～第16条(条文省略)<br/>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u><br/>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>9) 毒物劇物の販売</p> <p><u>10) 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p><u>11) 前各号に付随する一切の経営および投資</u><br/>第3条～第4条(現行どおり)<br/><u>(機 関)</u></p> <p><u>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u><br/><u>(1) 取締役会</u><br/><u>(2) 監査等委員会</u><br/><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第6条～第17条(現行どおり)<br/>第4章 取締役および取締役会<br/>(削除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>は、15名以内とする。<br/><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p><u>4. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができ</u><br/><u>る。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第26条（条文省略）<br/>（報酬等）</p>                                                                             | <p>第28条（現行どおり）<br/>（報酬等）</p>                                                                                                           |
| <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                    | <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                       |
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u><br/>（監査役および監査役会の設置）</p>                                                        | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>（削除）</p>                                                                                                      |
| <p>第28条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u><br/><u>（員 数）</u></p>                                                   | <p>（削除）</p>                                                                                                                            |
| <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u><br/><u>（選 任）</u></p>                                                    | <p>（削除）</p>                                                                                                                            |
| <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>                                                                |                                                                                                                                        |
| <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/><u>（任 期）</u></p>      | <p>（削除）</p>                                                                                                                            |
| <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>                                 |                                                                                                                                        |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第38条</u>～<u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第41条</u>～<u>第44条</u> (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p><u>第35条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第38条</u>～<u>第41条</u> (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役10名全員が本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 伊藤博之<br>(昭和18年4月5日)  | 昭和38年8月 当社入社<br>昭和50年4月 取締役<br>昭和53年5月 常務取締役<br>昭和61年3月 専務取締役<br>平成2年4月 代表取締役専務<br>平成2年12月 代表取締役副社長<br>平成8年5月 代表取締役社長<br>平成27年3月 代表取締役会長（現任）                                               | 1,345,638株         |
| 2         | 柱秀貴<br>(昭和35年12月18日) | 昭和59年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成2年4月 当社入社<br>平成2年4月 財務部長<br>平成2年8月 取締役<br>平成7年10月 常務取締役<br>平成8年3月 企画管理本部長<br>平成11年5月 代表取締役副社長<br>平成27年3月 代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社イトジ代表取締役 | 302,440株           |
| 3         | 山本哲也<br>(昭和40年1月9日)  | 平成元年4月 株式会社日立製作所入社<br>平成元年10月 当社入社<br>平成7年3月 技術開発部長<br>平成7年5月 取締役<br>平成12年3月 常務取締役<br>平成13年3月 名古屋事業所長<br>平成18年5月 専務取締役<br>平成21年3月 事業統括本部長（現任）<br>平成27年3月 取締役副社長（現任）                        | 1,323,800株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | あまの こうじ<br>天野 浩二<br>(昭和35年6月16日)  | 昭和60年6月 当社入社<br>平成12年9月 九州事業所長<br>平成15年5月 取締役<br>平成15年9月 関東事業所長<br>平成25年5月 常務取締役<br>平成27年3月 事業統括副本部長(現任)<br>平成27年3月 専務取締役(現任) | 4,460株             |
| 5         | いとう やすお<br>伊藤 泰雄<br>(昭和47年9月20日)  | 平成8年2月 当社入社<br>平成22年3月 名古屋事業所長(現任)<br>平成22年5月 取締役<br>平成25年5月 常務取締役<br>平成27年3月 専務取締役(現任)                                       | 79,341株            |
| 6         | えごしかつあき<br>江越 且明<br>(昭和28年1月5日)   | 平成5年11月 当社入社<br>平成15年9月 九州事業所長<br>平成19年5月 取締役(現任)<br>平成25年3月 事業統括本部(現任)                                                       | 3,400株             |
| 7         | みやち よしひろ<br>宮地 芳弘<br>(昭和30年2月26日) | 昭和53年12月 当社入社<br>平成19年3月 関西事業所長<br>平成20年5月 取締役(現任)<br>平成23年3月 事業統括本部(現任)                                                      | 18,703株            |
| 8         | いさかとしやす<br>伊坂 俊保<br>(昭和46年12月14日) | 平成8年2月 当社入社<br>平成23年3月 関西事業所長(現任)<br>平成25年5月 取締役(現任)                                                                          | 108,743株           |
| 9         | しもだ けんせい<br>下田 賢正<br>(昭和30年4月20日) | 平成21年1月 当社出向事業統括本部部長<br>平成21年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行退<br>行<br>平成22年1月 当社入社事業統括本部(現任)<br>平成27年5月 取締役(現任)                             | 一株                 |
| 10        | うめたにい さお<br>梅谷伊三雄<br>(昭和33年12月9日) | 昭和61年3月 当社入社<br>平成22年3月 千葉事業所長<br>平成27年3月 関東事業所長(現任)<br>平成27年5月 取締役(現任)                                                       | 7,300株             |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | な お ひ で か つ<br>名和秀勝<br>(昭和29年9月2日)    | 平成20年10月 当社出向監査室長代理<br>平成21年8月 株式会社三菱東京UFJ銀行退<br>行<br>平成21年9月 当社入社監査室長代理<br>平成22年3月 監査室長<br>平成25年5月 常勤監査役(現任)                                           | 一株                 |
| 2     | さ か べ た か お<br>坂部孝夫<br>(昭和21年10月22日)  | 昭和47年4月 愛知県奉職<br>平成17年4月 愛知県環境部技監<br>平成18年4月 愛知県環境調査センター所長<br>平成19年4月 坂部技術士事務所設立代表(現<br>任)<br>平成19年5月 株式会社ダイセキ環境ソリュー<br>ション監査役(現任)<br>平成20年5月 当社監査役(現任) | 一株                 |
| 3     | さ は し の り か ず<br>佐橋典一<br>(昭和33年8月14日) | 昭和62年4月 名古屋市議員初当選<br>以後6期連続当選<br>平成17年5月 第80代名古屋市議員長<br>平成23年7月 東亜合成株式会社管理部渉外担<br>当部長(囑託)(現任)<br>平成24年5月 当社監査役(現任)                                      | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者坂部孝夫氏及び佐橋典一氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 坂部孝夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる環境分野での業務経験を有しており、環境分野に関する専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであり

ます。

- (2) 佐橋典一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、元政治家としての経験からの社会的及び行政的な見地を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

4. 坂部孝夫氏及び佐橋典一氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬額は平成3年5月27日開催の第33回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいておりますが、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額350百万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名となります。また、本議案は、第2号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めること、ならびに、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期などは、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

現在の監査役は4名ですが、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。また、本議案は、第2号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

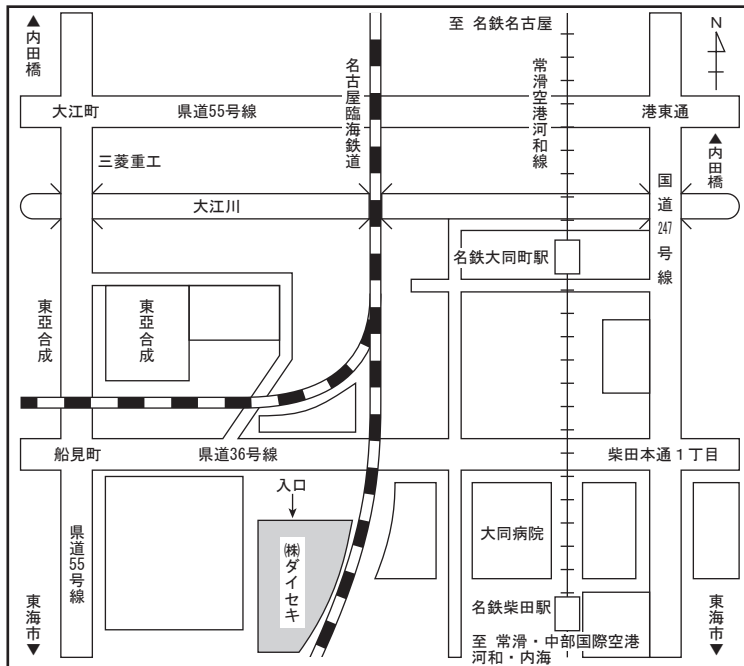
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 第58回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86  
電話 (052) 611-6322  
当社本社ビル4階会議室



## ○ 交通機関

名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面  
「名鉄金山駅」より6駅目「柴田駅」下車、徒歩約13分

## ※ 柴田駅は普通列車のみ停車となります。

なお、名古屋駅方面よりお越しの株主様は、金山駅で普通列車にお乗換えください。

## ○ 送迎車

「名鉄柴田駅西出口」に午前8時50分より午前9時50分までの間、会場までの送迎用としてタクシーを2台用意しておりますのでご利用ください。